

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第108号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月19日（日） 10時00分ごろ	
発生場所	京都府舞鶴市三本松鼻灯台から真方位335° 2,280m付近	
事故等調査の経過	平成21年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ^{リバティ} LIBERTY、5トン未満 251-18166 京都、個人所有 B 漁船 第二 ^{うえだ} 上田丸、0.88トン KT3-10399（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 左胸部打撲	
損傷	A 船首部擦過傷 B 右舷中央部小破口	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗船し、京都府若狭湾の冠島に向け北進中、B船は、船長が1人で乗り組み、舞鶴市の赤栗鼻沖でわかめ漁を終えたのち、同市の大丹生の係留地に向け南東進中、平成21年4月19日10時00分ごろ、A船の船首とB船の右舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、適切な見張りを行わず、前路を右方に横切るB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、適切な見張りを行わず、前路を左方に横切るA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、三本松鼻灯台北北西方沖において、A船が北進中、B船が南東進中、他船の存在に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	